(名称)

第1条 本会は、町田市訪問マッサージ連絡会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、町田市内において医療保険(療養費)を利用した訪問マッサージを主たる事業として提供をする事業者のネットワークをもって構成し、訪問マッサージにおける施術の質の向上及び法令遵守など適正な運営を図りながら、共に成長する機会をつくり、市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、次の事業を行う。
 - (1) 町田市の地域福祉への貢献
 - (2) 訪問マッサージ事業者間の連携・情報の共有
 - (3) 訪問マッサージ事業者の職業倫理・適切な療養費取扱いに関する研修
 - (4) 町田市、医療・介護福祉関係事業者並びに職能団体との連携推進活動
 - (5) その他、前条の目的に資する活動

(会員)

- 第4条 本会の会員は、以下の者とする。
 - (1) 正会員とは、町田市内で施術所を開設し、療養費を取扱い、訪問を行っているマッサージ治療院(事業者)とし、第7条の会費を納めた事業者とする
 - (2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同する事業者もしくは個人とする。
 - 2. 本会の会員は、一般社団法人町田市介護サービスネットワークへの入会をもって会員とする。

(入退会)

- 第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会届を事務局に提出しなければならない。
 - 2. 会員はいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の申し出は1か月以上前に所定の様式を事務局に提出しなければならない。

(除名)

- 第6条 次の事由に該当する場合、会長は臨時の役員会を招集し、過半数の議決により、その者に対し、注意、指導、退会勧告および除名等の措置を取ることができる。
 - (1) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 療養費取扱い等に対し不正等を行った場合。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。

(会費)

- 第7条会費は、(町田市介護サービスネットワーク)会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は、別表のとおりとする。
 - 2 会費は、年会費とし、毎年度指定する期日までに納入するものとする。但し、年度 途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。
 - (1)入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は理事会の承認を得て、分割を認めることがある。
 - (2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする。
 - (3) 年会費と別に活動費¥5000を納入する。

(会費の納入方法及び時期)

第8条会員は、法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

- 1 定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、速やかに年会費 を納入しなければならない。
- 2 前年度から継続する会員は原則として毎年6月末日までに次の方法により年会費を納入しなければならない。
- 3 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所単位での納入を認めることがある。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ・・・・・・・・・・1名
- (2) 役員 ・・・・・・・・・・・・5名

(役員選出及び任期)

- 第10条 役員は、総会出席正会員の過半数の互選により選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2. 会長は役員から選任する
 - 3. 副会長は役員の中から会長が指名する。
 - 4. 役員が所属する事業所において異動等により任期中途で職務継続が困難となった場合、役員会にて出席役員の推薦をもって交代することができる。

(連絡会)

- 第11条 連絡会は、総会及び役員会で構成する。
 - 2. 連絡会は会長が招集する。ただし、会長が招集できない状況にある場合は、副会長が職務を代行する。
 - 3. 総会は、年1回とし、会長もしくは役員会が必要と判断した場合、臨時に開催できる。
 - 4. 役員会は、年3回以上とする。
 - 5. 規約の変更・役員改正は出席正会員の過半数をもって成立する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市介護人材開発センター内に置き、役員会を中心に事務局と連携して職務を遂行する。

(その他の事項)

- 第14条 この規約にない事項は、役員会で決定する。
- 付則 この規約は、2015年6月1日から施行する。
 - この規約は、2016年4月1日から施行する。
 - この規約は、2018年4月19日から施行する。
 - この規約は、2020年4月16日から施行する。
 - この規約は、2022年4月18日から施行する。